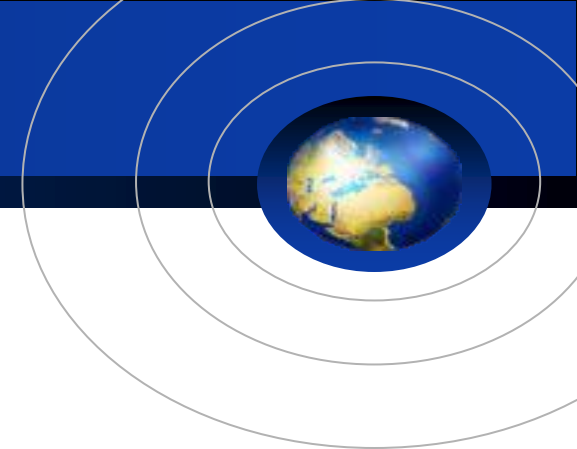


デジタル時代の 著作権との付き合い方 (改正法について抜粋)

令和3年9月17日(金)

講師 弁理士 高原 千鶴子

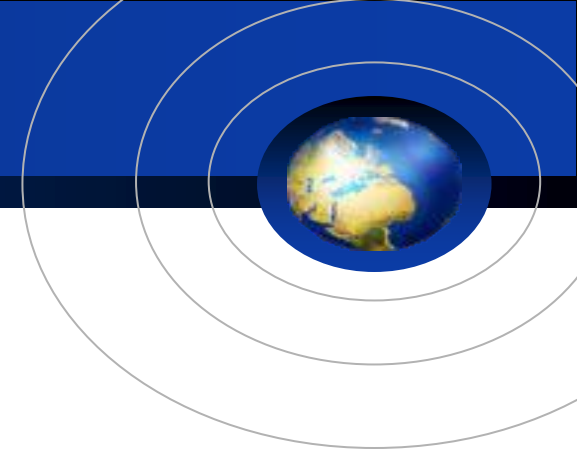
(高原特許商標事務所・所長)



著作権法は、

著作物を創作した人(= **著作者**)のみならず、実演家、レコード製作者、放送事業者等(= **著作隣接権者**)に対して権利の保護を図り、もって、**文化の発展に寄与することを目的**として、創作をしたものと利用を望む者との利害を調整する社会的ルールを提供しています。

そして、最近の著作権法の改正は、デジタル・ネットワーク技術の進展により、第4次産業革命を加速させるため、AI、IoT、ビッグデータを活用したイノベーションの利用及び活用を円滑に行うために、著作権の権利を制限したり、或いは、インターネット上の漫画や書籍などの海賊版被害への実効的な対策として、違法となる行為を規定したものです。



著作権法上定められた権利

◆ 著作権

著作権は、**著作物**を保護するための権利で、小説や音楽、絵画等といった**著作物**の創作と同時に発生する権利で、特許庁への登録を必要としない権利です。

◆ 著作隣接権

著作物等を伝達するために重要な役割を果たす**実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者**などに認められている権利です。

例：歌手、ピアニスト、テレビ局

1. 著作権って何ですか

著作者の権利

権利の束

著作権

複製権
上演権・演奏権
上映権
公衆送信権・伝達権
口述権・展示権
頒布権
譲渡権
貸与権
翻訳権・翻案権等
二次的著作物に関する
原著作者の権利

著作者人格権

公表権

自分の著作物について、公表の有無、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利

氏名表示権

自分の著作物を公表するとき、氏名表示の有無、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利

同一性保持権

自分の著作物の内容又は題号について、自分の意に反して勝手に改変されない権利

著作物の伝達に重要な役割を果たす権利



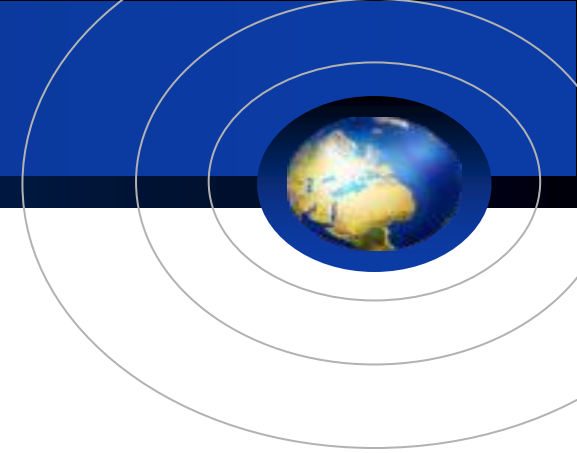
著作隣接権者の権利

◆実演家が、無許諾で楽曲を演奏したり、その演奏を録音したCDを販売する行為は、楽曲の**著作権の侵害**となる。

◆実演家のモノマネは、**脚本家や作曲家**の上演権・演奏権を侵害するものであり、実演家のモノマネは、著作権法で保護されるものではない。

有線放送事業者、
実演家、レコード製作者、
放送事業者、

著作隣接権	録音権・録画権	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権	自分の実演を端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権	商業用レコード(市販用のCDなどのこと)を貸与する権利(最初に販売された日から1年に限る)
	放送の二次使用料を受ける権利	商業用レコードが放送や有線放送で使用された場合の使用料(二次使用料)を、放送事業者や有線放送事業者から受ける権利
	貸レコードについて報酬を受ける権利	1年を経過した商業用レコードが貸与された場合に、貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)
実演家人格権	氏名表示権	自分の実演に実演家の名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権	自分の実演について実演家の名誉や声望を害する改変をされない権利



2. ネット普及に伴う注意点

- ①著作権フリー、アップロード、ダウンロード等
- ②デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- ③インターネット上の、漫画や書籍などの海賊版対策の強化



著作権フリーとは、

文字通り解すれば、著作物に著作権が存在しない状態、あるいは、放棄された状態のことです。

しかし、日本における解釈では、**利用規約範囲内で使用できる意味**であり、権利放棄されたものではないので、自由に好き勝手に利用できるものではありません。

著作権フリーと書いてあっても注意

◆フリー素材を利用するときの注意点！！

1. 「なぜ著作権フリーで利用できるのか？」を確認する。

フリー素材提供者が、

①著作権者であること

②著作権者から素材を提供することについて許諾を受けている等、
が明記されているサイトを利用する。

2. 利用する会社のガイドラインの「**利用条件**」を確認する。

3. 著作者人格権を尊重する。

◎これを守らないと、予期せず、著作権
使用料を請求されることがあります！

裁判例：

フリーサイトから写真入手し、自分のHPに掲載した
処、その写真が著作権フリーで無かったので、著作
権者から損害賠償を請求されました。

⇒裁判所はフリーサイトから取得したので著作権フ
リーだと信じていた、という被告の主張を認めません
でした。

YouTube等の動画投稿サービスでの音楽配信

＜JASRACの許諾が不要のケース＞

JASRACが利用許諾契約を締結しているYouTubeなどの動画投稿サービスでは、次の場合、JASRACの許諾無しに動画をアップロードすることができます。

	アップロードする方が 個人 の場合	アップロードする方が法人、学校、団体・グループなど、 個人以外 の場合
ライブ配信・生配信のみを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・動画で使用する音源が、自ら演奏または制作したものであること 	
タイムシフトやアーカイブを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・動画で使用する音源が、自ら演奏または制作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画で使用する音源が、自ら演奏または制作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと ・JASRACが管理する「国内作品」であること

YouTube 等の動画投稿サービスでの音楽配信

<JASRACの許諾が必要なケース>

1. 広告や宣伝を目的とする動画をアップロードする場合

- 動画の内容が「特定の企業・団体や商品、サービスを宣伝するもの」に該当する場合、あらかじめ「広告目的複製」の手続きが必要である。JASRACに権利を委託している音楽出版社が指定した金額(「指し値」)を、支払う必要があります。

2. 編曲したり、訳詞を作って利用する場合

- 利用する楽曲を編曲する(訳詞を付ける、替え歌にする)場合は、編曲(訳詞、替え歌)に関する許諾を得る必要があります。JASRACは、編曲(訳詞、替え歌)に関する権利を管理していないので、利用者は、あらかじめ利用する楽曲の権利者(作詞者、作曲者、音楽出版社等)に連絡して許諾を得なければなりません。

平成30年著作権法改正

- ① デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係）
- ② 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第35条等関係）
- ③ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第37条関係）
- ④ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第31条、第47条、第67条等関係）

平成30年著作権法改正 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した規定導入の背景

- ◆ AI、IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「**第4次産業革命**」は、我が国の技術を活用し、著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により、付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されていました。
- ◆ しかし、**改正前**の著作権法は、著作権者の許諾無く自由に利用できる場合の規定（権利制限規定）について、利用の目的や場面ごとに**具体的に規定**していました。
- ◆ このため、**類似の行為でも、条文上明記されていなければ、形式的には違法** となり、
 - ① 利用の萎縮が生じ、
 - ② 技術革新を背景とした著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘がありました。
- ◆ 上記状況により、今回の改正で「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」として新規に**条文が導入**されました。

平成30年著作権法改正
デジタル化・ネットワーク化
の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

- 30条の4 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用
47条の4 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等
47条の5 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果
提供に付随する軽微利用等

★具体的には、以下の著作物の利用が無許諾でも著作権の侵害とはなりません。

- ①ディープラーニング(機械学習)
- ②解析用データセットの作成提供&共有
- ③所在検索サービス(Google Booksのような書籍検索サービス・曲名検索サービスなど)
- ④情報解析サービス

平成30年著作権法改正がビジネスに与える影響 (会社の業務に違法ダウンロード規制が関係！)

(1) 画像・論文・ソフトウェアを取り扱うサービスを運営している場合

- ★会社側が違法ダウンロードに対して何の対策も打たないでいると、
 - ⇒ 画像・論文・ソフトウェア等を提供してくれている取引先に著しい損害を与える。
 - ⇒ 最悪の場合、会社が違法ダウンロード行為を幫助しているとみなされ、イメージダウンや風評被害などにより業績が悪化。
- ★そのため、利用規約や注意書きのなかで、違法ダウンロード禁止のポリシーを明確化して、違法ダウンロードをしないようにユーザーに対して注意喚起をする。

(2) 従業員が論文やソフトウェアをダウンロードする機会がある場合

- ★自社の従業員が業務で違法ダウンロードを行って、会社の責任が問われるのを防止する。
 - ⇒ そのために、社内規則を整備し、また、社内セミナーなどを通じて社員教育をして、違法ダウンロード行為が社内では発生することを防ぐ

令和2年著作権法改正

1. インターネット上の、漫画や書籍などの海賊版対策の強化

(1) リーチサイト対策

(2) ダウンロード違法化

違法ダウンロードの規制対象を、音楽と映像のみから、全ての著作物（漫画や書籍、新聞、論文、ソフトウェアのプログラムなど）に広げられた

2. 著作物の円滑な利用を図るための措置

(1) 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

(2) 行政手続に係る権利制限規定の整備

(3) 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

令和2年著作権法改正

1 (1) リーチサイト対策

- ① リーチサイト・リーチアプリ対策について、一般的な掲示板や SNS などは規制されないが、掲示板・SNS・ブログなどであっても、**侵害コンテンツへのリンクばかり掲載している場合には、リーチサイトと評価され、規制対象となる。**
- ② 今回のリーチサイト規制は、悪質で多大な被害を招いているリーチサイトにおいて、侵害コンテンツのリンク提供を行う行為などを規制するもので、このため、一般的なSNSやブログなど、リーチサイトに該当しない場において、**たまたま侵害コンテンツへのリンクを提供する行為は規制されない。**

令和2年著作権法改正

1 (2) ダウンロード違法化

◆ **自分だけが楽しむ** 目的でのダウンロードは、「**私的使用のための複製**」として著作権(複製権)の侵害にはならない。

◆ しかし、私的利用であっても、今回の法改正で、音楽、映像にとどまらず「**著作物全般**」について、違法ダウンロードを著作権法で規制することとなった。。

① **民事措置**: 違法にアップロードされたものと知りながら、侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で、私的使用目的であっても違法(著作権侵害)となる。著作権者は、ダウンロードした者に損害賠償請求や差止請求ができる。

② **刑事罰**: 侵害コンテンツのダウンロードについて、正規版が有償で提供されているものにつき、ダウンロードを継続的に反復して行う場合は刑事罰の対象となる。

令和2年著作権法改正

1 (2) 侵害コンテンツのダウンロード違法化から除外されたもの

- (1) スクリーンショットを行う際の写り込み
- (2) 漫画の1コマ～数コマなどの「**軽微なもの**」や「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」
 - ・「**軽微なもの**」と認められるためには、**数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマ**など、その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合
 - ・また、**漫画の1話の半分程度**や、**絵画・写真のように1枚で作品全体**となるもののダウンロードは「**軽微なもの**」とは言えない。
- (3) 二次創作・パロディのダウンロード
- (4) 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード

令和2年著作権法改正

Q. 違法にアップロードされたものを、適法にアップロードされたものだと勘違いしてダウンロードした場合、違法になるのか？

A1. インターネット上には、適法にアップロードされたのか、違法にアップロードされたのか、分かりにくい場合が多いので、**適法か違法か分からない場合や、アップロードが適法に行われたものだと誤解した場合には、ダウンロードは違法とならない。**

A2. 国民の正当な情報収集等が萎縮しないよう、今回の改正では、違法にアップロードされたことが**確実であると知りながら行うダウンロードのみが違法となる。**

令和3年著作権法改正（令和4年・5年施行）
図書館関係の著作権の制限規定の見直し

出典：文化庁

コロナの流行に伴う図書館等の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスのニーズ

令和4
年から

(1)	国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
現在	国会図書館は、保有する絶版等資料のデータを他の公共図書館等にインターネット送信することができる。しかし、送信先は公共図書館等に限られ、個別の利用者に直接送信する場合、著作権者の許諾が必要なので事実上不可能である。個別利用者は、自宅や会社のパソコンから絶版等資料のデータを閲覧することができず、公共図書館等まで行かなければならない。
改正後	国会図書館は、絶版等資料のデータを 直接 個々の利用者に対して送信できる(新31条4項)

令和5
年から

(2)	複写サービス(図書館資料のメール送信等)
現在	図書館資料を用いて、著作物の一部を複製し、利用者に手渡ししたり、郵送で送付することはできる。しかし、利用者にファックス送信やPDFデータをメール送信したりすることはできず、別途著作権者の許諾を得る必要があるので、事実上不可能な状態である。
改正後	公共図書館等は、著作物的一部分(政令で定める場合は全部)を メールやファックス の方法で、以下の条件の下、利用者に送信することができる(新31条2項)。 (a)著作物の種類等に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合の送信禁止 (b)送信先は事前に氏名や連絡先等を登録した利用者限定 (c)送信するデータにコピーガード等の技術的措置を講ずること (d)送信できる図書館等は、責任者の配置や研修の実施等、一定の条件を満たす必要がある。

ご清聴ありがとうございました。

高原 千鶴子